

公営企業・公営企業型地方独法の建設改良に係る一般会計繰入金・運営費負担金の経理処理

地方公営企業	公営企業型地方独立行政法人
<p>【PLに計上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金を収益的収支の収益に計上 ・減価償却費のうち料金収入により賄われる分は、繰入金により軽減 <p>【資本剰余金に計上】※みなし償却可能</p> <p>①みなし償却を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金を資本剰余金として計上 ・帳簿価額から繰入金の金額（元金償還繰入の場合には、繰入見込額）を控除した額を帳簿価額とみなして減価償却（みなし償却） <p>②みなし償却を行わない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金を資本剰余金として計上 ・毎事業年度の減価償却費は全額料金収入により賄われる <p>【自己資本金（繰入資本金）に計上】※みなし償却不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰入金を自己資本金として計上 ・みなし償却は行われず、毎事業年度の減価償却費は全額料金収入により賄われる 	<p>【料金助成のための運営費負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費負担金債務として流動負債に計上 ・運営費負担金債務により償却資産を取得（又は償還金を償還）した際、固定負債である資産見返運営費負担金に振り替え ・各事業年度において資産見返運営費負担金から減価償却費相当額を取り崩して、資産見返運営費負担金戻入として収益化 ・減価償却費のうち料金収入により賄われる分は、資産見返運営費負担金戻入により軽減（みなし償却と同等の効果） <p>【資本助成のための運営費負担金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費負担金債務として流動負債に計上 ・運営費負担金債務により償却資産を取得（又は償還金を償還）した際、資本剰余金に振り替え ・毎事業年度の減価償却費は全額料金収入により賄われる <p>※地方独法においては、運営費負担金の性格により経理処理の方法が変わり、取得した償却資産に係る減価償却費のうち料金により賄う範囲や損益計算による経営成績の評価に影響が生じる。</p> <p>※運営費負担金の性格については、あらかじめ中期計画等において事前に明らかにしておくこととされている。（地方独法会計基準第2章第77）</p>

地方公営企業法・施行令 病院事業負担区分部分抜粋

地方公営企業法

地方公営企業法施行令

(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(一般会計等において負担する経費)

第八条の五 法第十七条の二第一項第一号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額をこえる部分)とする。

一・二 (略)

三 病院事業 看護師の確保を図るために行う養成事業に要する経費、救急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費

2 法第十七条の二第二項第二号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に充てることができる当該事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。)とする。

一 (略)

二 病院事業 山間地、離島その他のへんびな地域等における医療の確保をはかるため設置された病院又は診療所その他の立地条件により採算をとることが困難であると認められるものに要する経費及び病院の所在する地域における医療水準の向上をはかるため必要な高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費

附則

(一般会計等において負担する経費に関する経過措置)

14 法第十七条の二第一項第二号に規定する病院事業の経費で政令で定めるものは、当分の間、第八条の五第二項第二号に定める経費のほか、病院及び診療所の建設又は改良に要する経費(当該経費に充てることができる病院事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。)とする。